ハ　イ又は口以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［略］		
トーメックス株式会社	埼玉県川口市東本郷一丁目六番十一号	溶接、工場板金
［略］		

備考　表中の「　」の記載は注記である。

○法務省告示第四百七十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
［イ・ロ　略］		
ハ　イ又は口以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社沼澤組	北海道札幌市豊平区平岸六条十四丁目四番四十八号	とび
［略］		

備考　表中の「　」の記載は注記である。

○法務省告示第四百七十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十九日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社ビルネット	東京都千代田区外神田二丁目十五番二号	ビルクリーニング

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
トーメックス株式会社	埼玉県川口市東本郷一丁目六番十一号	溶接
［同上］		

ハ　イ又は口以外の実習実施機関

名称	所在地	実習内容
［同上］		
トーメックス株式会社	埼玉県川口市東本郷一丁目六番十一号	溶接
［同上］		

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
［イ・ロ　同上］		
ハ　イ又は口以外の実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
イ　常勤の職員（外国にある事業所に所属する常勤の職員及び技能実習生を除く。）の総数の二十分の一を超えない技能実習生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動に従事する者に限る。）を受け入れる実習実施機関		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		